

第2章

内容、発行手続 etc. 種類株式の 会社法上の基本ポイント

会社法における種類株式

会社法において、会社は、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる

(会108①)。このように、会社が、普通株式と内容の異なる株式を発行している場合には、「種類株式」を発行していることとなり(ただし法律上は、普通株式、および内容の異なる株式の双方をあわせて「種類株式」となる)、種類株式を発行する会社は、

種類株式発行会社(会213)と呼ばれる。

会社法において、発行が認められている種類株式の内容は、図表1の9つであり、これらを組み合わせた種類株式を発行することも可能である(たとえば、A種類株式を剰余金の配当および残余財産の分配について優先株としつつ、取得請求権をつける場合など)。他方で、図表1の事項以外を内容とする種類株式の発行は認められていない。

種類株式の内容

(1) 剰余金の配当に関する種類株式

会社法においては、剰余金の配当について、異なる定めを置くことができる(会108①一)。具体的には他の株式に先立って剰余金

の配当を受ける種類株式(いわゆる「優先株式」)や、剰余金の配当についての他の株式に劣後する種類株式(いわゆる「劣後株式」)を発行することをいう。

剰余金配当優先株式は、さらに、優先株主が、優先配当を受け取った後に、残余の配当金額について普通株主と同一の条件で配当を受けることができるか(残余の分配を受けられるものを「参加型優先株式」、残余の分配を受けられないものを「非参加型優先株式」という)、ある事業年度にあらかじめ定められた優先配当金額全額の配当がなされなかった時に、不足額について翌事業年度以降に繰り越されるか(翌事業年度以降に繰り越されるものを「累積的優先株式」、繰り越されないものを「非累積的優先株式」という)に分けられる。

(2) 残余財産の分配に関する種類株式

また、会社法において残余財産の分配について異なる定めを置くことができる(会108①二)。具体的には、会社の清算時に、残余財産の配当にあたり、他の株式に先立って配当を受けることができる種類株式や、他の株式に劣後して、配当を受けるこ

(図表1) 種類株式

種類株式	種類株式の内容
剰余金の配当に関する種類株式	剰余金の配当について、他の株式より優先または劣後する株式
残余財産の分配に関する種類株式	残余財産の分配について、他の株式より優先または劣後する株式
議決権制限株式	株主総会の全部または一部について、議決権を行使することができない株式
譲渡制限付株式	すべての株式または一部の株式について、その譲渡につき会社の承認を要する株式
取得請求権付株式	すべての株式または一部の株式について、株主が会社に取得を請求できる株式
取得条項付株式	すべての株式または一部の株式について、会社が一定の事由が生じたことを条件としてその株式を取得することができる株式
全部取得条項付株式	会社が株主総会の特別決議により、その全部を取得することができる株式
拒否権付株式	株主総会または取締役会において決議すべき事項のうち、その株主総会の決議のほかに、種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする旨の定めが設けられている株式
取締役・監査役を選任に関する種類株式	その種類株主総会における取締役・監査役の選任に関する事項について内容が異なる株式